

2-2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

地域包括ケアシステムの推進

認知症にやさしい地域づくり

介護・福祉人材の確保

施策	2-2 (1) 地域包括ケアシステムの推進 (2) 認知症にやさしい地域づくり (3) 介護・福祉人材の確保	担当部局	健康福祉部 福祉長寿政策課 介護保険課 健康増進課
----	---	------	---------------------------------

これから、政策2-2、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくりのうち、施策(1) 地域包括ケアシステムの推進、(2) 認知症にやさしい地域づくり、(3) 介護・福祉人材の確保 について説明します。

お手元に施策調書を御用意して視聴をお願いします。

まず1ページを御覧ください。

❖ 目 標

- 市町と連携し、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 認知症の人とその家族に対する支援体制を強化します。
- 介護サービスの量の確保と質の向上を図り、それを支える介護人材を確保します。

❖ 施策に関する指標

成果指標	現状値	目標値
住まい(自宅・老人ホーム)で最期を迎えることができた人の割合	(2020年度) 28.1%	30.0%
認知症の対応について不安に感じている介護者の割合	(2019年度) 36.8%	30%以下
介護職員数	(2019年度) 54,310人	62,988人

地域包括ケアシステムの推進

活動指標	現状値	目標値
通いの場の設置数	(2020年度) 4,475か所	6,100か所
住民主体の移動支援を実施している市町数	(2020年度) 22市町	35市町
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所数	(2020年度) 192か所	224か所
特別養護老人ホーム整備定員数	(2020年度) 19,460人	19,915人

本施策は、「地域包括ケアシステムの構築の推進」、「認知症の人とその家族に対する支援体制の強化」、「介護サービスの量の確保と質の向上、それを支える介護人材の確保」を目標に掲げています。

この目標を達成するため、成果指標を設定し、施策の進捗度の管理として活動指標を設定しています。

ページの下段は、「地域包括ケアシステムの推進」の活動指標になります。

認知症にやさしい地域づくり

活動指標	現状値	目標値
チームオレンジを設置している市町数	(2020年度) 13市町	35市町
認知症カフェ設置数	(2020年度) 170か所	237か所
若年性認知症の人の相談の場設置数	(2020年度) 102か所	169か所

介護・福祉人材の確保

活動指標	現状値	目標値
社会福祉人材センターの支援による就労者数	(2020年度) 703人	毎年度 1,000人
介護の仕事の理解促進に向けた出前授業の参加生徒数	(2020年度) 5,152人	毎年度 5,500人
EPA、技能実習等による外国人介護職員の県内受入者数	(2017～2020年度) 252人	670人
働きやすい介護事業所認証事業所数	(2020年度) 306事務所	500事務所

2 ページを御覧ください。

「認知症にやさしい地域づくり」、「介護・福祉人材の確保」の活動指標となります。

◆ 施策推進の視点・主な取組

☞ **視点1** 医療と介護の連携や地域での生活を支える仕組みの充実

① 介護予防の取組促進

高齢者がいきいきと健康に暮らせる社会を目指して、多職種・多機関と連携し、住民による介護予防活動を促進するとともに、ICTを活用した健康づくりを行います。

② 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、在宅で医療が受けられる体制づくりを促進するとともに、移動支援を始めとした住民主体の生活支援の取組の充実を図ります。

③ 介護サービスの充実

第9次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、介護サービス等提供基盤の計画的な整備を支援します。

☞ **視点2** 認知症の人とその家族を支える仕組みの充実

④ 認知症の人とその家族への支援

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう取組の充実を図ります。

☞ **視点3** 介護サービスの量と質の向上

⑤ 介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上

若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する正しい理解を深める環境づくりや、外国人・潜在介護人材の育成などにより、多様な人材の新規就労を促進します。

⑥ 介護職場の労働環境と処遇の改善

介護職員が安心して働き続けることができる介護事業所の実現に向けた、労働環境の改善等の取組を支援します。

3 ページを御覧ください。
施策推進の視点と、主な取組です。

本施策では、1 つめの「医療と介護の連携や地域での生活を支える仕組みの充実」の視点から、「介護予防の取組促進」、「地域で日常生活を支援する仕組みの充実」、「介護サービスの充実」に取り組んでいます。

また、2 つめの「認知症の人とその家族を支える仕組みの充実」の視点から、「認知症の人とその家族への支援」に取り組んでいます。

3 つめの「介護サービスの量と質の向上」の視点からは、「人材の確保と資質の向上」、「労働環境と処遇の改善」に取り組んでいます。

1 現状・課題と県の施策

視点1 医療と介護の連携や地域での生活を支える仕組みの充実

■ 地域包括ケアシステムの推進

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、誰もが住み慣れた地域で、最期まで安心して暮らし続けることができるよう、市町が中心となって、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを推進しています。
- ・まずは要介護状態になることを予防するため、自らの健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、医療や介護の適切なサービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めていくことが重要です。

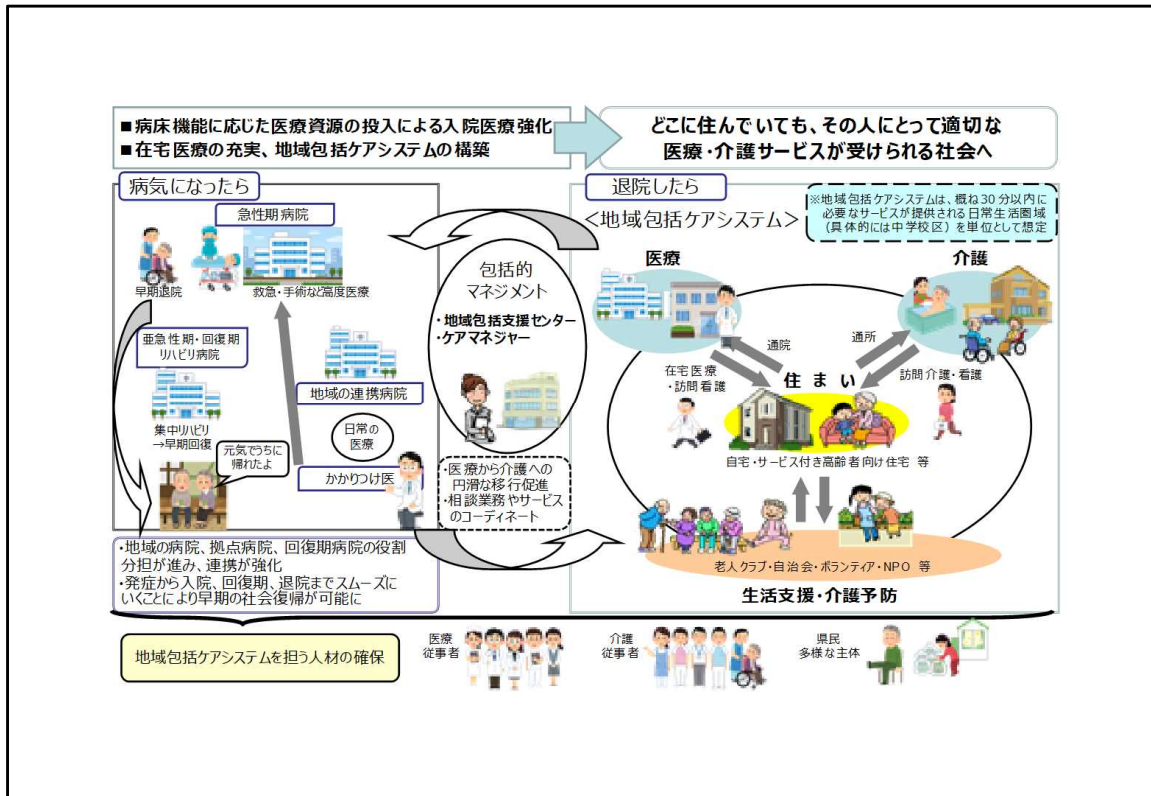
次に4ページを御覧ください

現状・課題と県の施策について、これから視点ごとに御説明します。

視点1「医療と介護の連携や地域での生活を支える仕組みの充実」についてです。

はじめに、「地域包括ケアシステム」とは、誰もが住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができる体制のことです。

このためには、県民の皆様にも、まずは要介護状態にならないよう健康づくりに努めていただくとともに、要介護状態になった場合でも、医療や介護サービスを適切に利用いただくことが重要です。



ページ中段の図は、地域包括ケアシステムのイメージを示したものです。

病気になったら病院で治療いただき、退院したら住み慣れた地域で、医療や介護、住まい等の包括的な体制が確保された体制のもと暮らし続けることができるイメージを示しています。

< 地域包括ケアシステムの5つの要素 >

構成要素	サービスの内容
①医療	医療機関が提供する医療保険によるサービス（例：病院、診療所）
②介護	介護事業者が提供する介護保険によるサービス （例：特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護）
③介護予防	行政、NPO、ボランティア等が提供する、健康を維持し地域で暮らし続けるための継続的な活動（例：市町の実施する介護予防教室、住民が運営する通いの場）
④住まい	行政や民間事業者等が提供する、生活の基盤として必要な住まいの供給 （例：公営住宅、高齢者住宅）
⑤日常生活支援	行政、NPO、ボランティア等が提供する、日常生活上の困り事に対する支援 （例：見守り、外出支援、買い物、掃除等の家事支援）

地域包括ケアシステムは、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援、の5つの要素で構成されています。

【現状・課題 1】

- 県内の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、2022 年 4 月現在 30.2 %で過去最高となっています。
- 健康寿命は、2019 年で男性 73.45 歳、女性 76.58 歳と全国トップクラスですが、健康寿命と平均寿命の差を縮めることが課題です。
- 健康寿命の延伸に向けて、健康長寿の 3 要素（運動・食生活・社会参加）を促進することにより、生活の質の向上が必要です。
- 高齢者の地域活動への参加を促すため、高齢者が自ら運営に参加し、体操や趣味活動などを行う通いの場等の充実が必要です。
- 医療保険制度等に基づく保健事業と介護保険制度に基づく介護予防事業が、それぞれの制度や年齢によって別々に実施されており、地域の健康課題に対して横串を通した一体的な取組が必要です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、社会活動の自粛による身体・認知機能の低下が懸念されます。

- 高齢者がいきいきと健康に暮らせる社会を目指して、多職種・多機関と連携し、住民による介護予防活動を促進するとともに、ICT を活用した健康づくりを行います。

主な取組➡ ① 介護予防の取組促進

5 ページを御覧ください

「現状と課題」のひとつめです。

高齢化が進行し、健康寿命と平均寿命の差を縮めることなどの課題とともに、新型コロナウイルス拡大に伴う社会活動の自粛による身体・認知機能の低下が懸念されています。

これに対し県は、高齢者がいきいきと健康に暮らせる社会を目指して、住民による介護予防活動の促進や、ICTを活用した健康づくりに取り組んでいます。

1 健康寿命の推移

- 健康寿命は、2019年で男性73.45歳、女性76.58歳と全国トップクラスとなっています。一方で、健康寿命と平均寿命の差が依然として長くなっています。

(単位：歳)

区分	2010年	2013年	2016年	2019年
男性	71.68 (2位)	72.13 (3位)	72.63 (6位)	73.45 (5位)
女性	75.32 (1位)	75.61 (2位)	75.37 (13位)	76.58 (5位)
男女計(本県算出)	73.53 (1位)	73.90 (2位)	74.02 (6位)	75.04 (5位)
男女計(全国平均)	72.13	72.74	73.50	74.07

(資料) 厚生労働省「国民生活基本調査」を基に推計。()は全国順位

<健康寿命と平均寿命の差>



介護等を必要としない「健康寿命」は、本県は全国トップクラスですが、平均寿命との差が依然として長くなっていることから、健康寿命をさらに伸ばすことで差を縮めていくことが必要です。

2 自立高齢者の割合

・自立高齢者の割合は、2019年で83.9%と全国で5番目に高くなっています。

(単位：%)

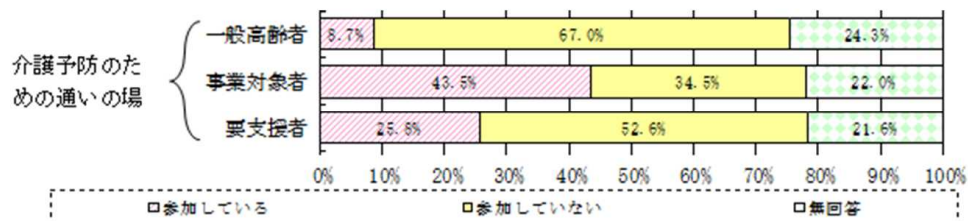
区分	2010年	2013年	2016年	2019年
静岡県	85.5 (5位)	84.8 (4位)	84.5 (5位)	83.9 (5位)
全国平均	83.1	82.2	82.0	81.6

6 ページを御覧ください。

本県の自立高齢者の割合については、全国で5番目に高くなっています。

3 地域活動への参加

- ・高齢者が自ら運営に参加し、体操や趣味活動等を行う「通いの場」への参加者は、事業対象者（要支援認定を受けていないが、日常生活の動作や運動機能等の低下等により、市町が介護予防事業への参加が必要と判定した者）や要支援者など、介護サービスが必要になってからの参加割合が高くなる傾向にあります。



地域活動の参加についてです。

高齢者が自ら運営に参加し、体操や趣味活動等を行う「通いの場」へは、介護サービス等が必要になってから参加する割合が高くなる傾向にあります。

・通いの場は、2020年度、県内に4,475か所設置されており、参加者数は82,854人で、高齢者人口に対する参加率は7.6%となっています。

令和2年度 介護予防に資する住民主体の通いの場の状況（割合）

市町名	高齢者人口	通いの場の箇所数(単位:箇所)		参加者実人数(単位:人)	
		計	高齢者人口一万人あたりの箇所数	計	高齢者人口に対する参加率(%)
合計	1,096,727	4,475	40.8	82,854	7.6
賀茂圏域	27,736	129	46.5	2,422	8.7
熱海伊東圏域	46,209	114	24.7	1,410	3.1
駿東田方圏域	192,822	551	28.6	10,891	5.6
富士圏域	108,944	519	47.6	8,067	7.4
静岡県域	211,272	438	20.7	7,830	3.7
志太榛原圏域	139,682	801	57.3	16,197	11.6
中遠圏域	130,868	866	66.2	17,007	13.0
西部圏域	239,194	1,057	44.2	19,030	8.0

※介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況調査
 ※高齢者人口は、総務省の令和2年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口

「通いの場」は、2020年度に県内4,475か所設置されており、参加者数は約8万2千人、高齢者人口に対する参加率は7.6%となっています。

【現状・課題 2】

- 2019 年度の静岡県調査では、高齢者の「自宅や高齢者向けケア付住宅で最期を迎えたい」という希望に対し、実際に亡くなった場所は病院が多く、本人の希望と現状にギャップがあります。
- 住み慣れた地域で最期まで安心して在宅療養できるようにするため、医療と介護の切れ目のないサービスの提供を促進するとともに、在宅医療を実施する診療所や訪問看護ステーションの整備等を支援する必要があります。
- 住み慣れた地域で生活し、人と交流することは、生活の質の向上や介護予防、認知症予防にも効果的である一方で、高齢者ほど外出頻度が減少していく傾向があることから、高齢者が外出しやすい環境の整備が必要です。

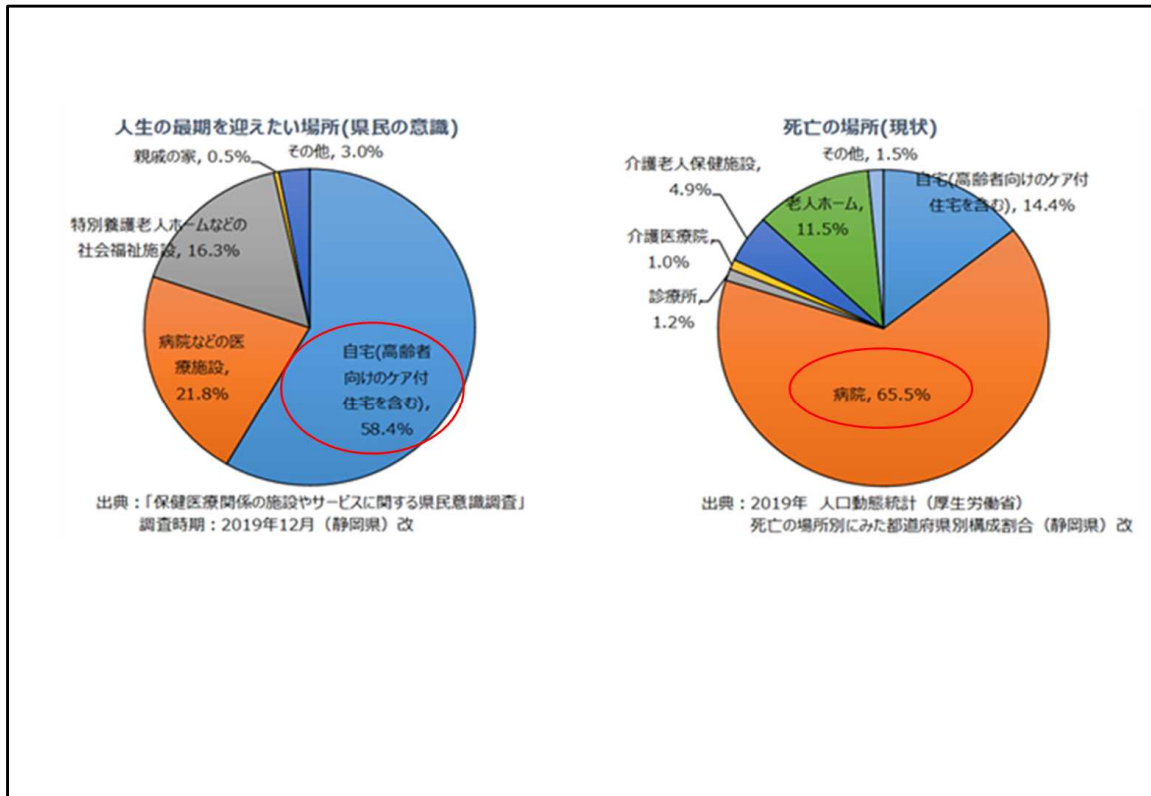
- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、在宅で医療が受けられる体制づくりを促進するとともに、移動支援を始めとした住民主体の生活支援の取組の充実を図ります。

主な取組➡ ② 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

次に7ページを御覧ください
「現状と課題」のふたつめです。

高齢者の、自宅で最期を迎えたいという希望に対して、実際に亡くなる場所は病院が多く、ギャップがあります。

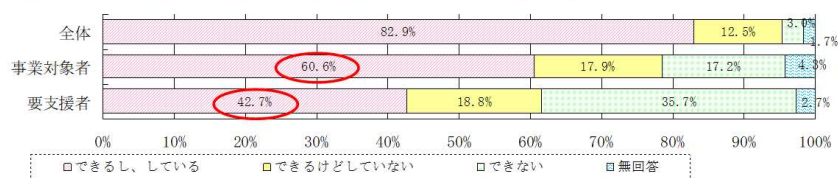
このことから、要介護状態になった場合でも在宅医療が受けられる体制づくりや、移動の支援など、地域で日常生活を支援する仕組みの充実を図ります。



人生の最期を迎えたい場所について、自宅等を希望する割合は約58%であるのに対し、実際に亡くなった場所は病院が約66%となっています。

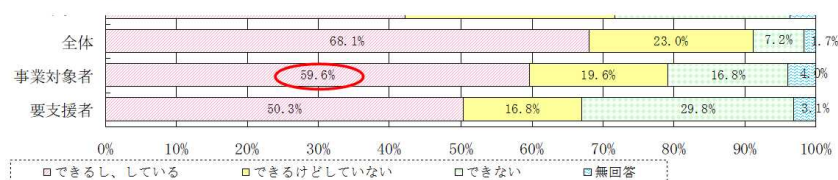
2 生活支援の必要性

- ・自分で食品・日用品の買い物をできる、していると回答した高齢者は全体では約8割となりますが、事業対象者（要支援認定を受けていないが、日常生活の動作や運動機能等の低下等により、市町が介護事業への参加が必要と判定した者）では約6割、要支援者では約4割まで減少しています。



出典：静岡県「高齢者の生活と意識に関する調査」(2019年度)

- ・自分で食事の用意ができる、していると回答した高齢者は、全体では約7割となりますが、事業対象者は約6割、要支援者では約5割まで減少しています。



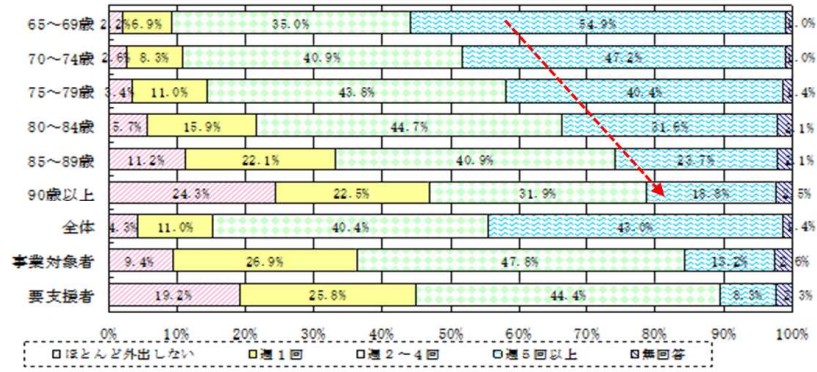
8 ページをご覧ください。

ページ上段のグラフ、自分で買い物をできる高齢者は、全体では約8割ですが、要支援者では約4割まで減少しています。

また中段のグラフ、自分で食事の用意ができる高齢者は、全体では約7割ですが、要支援者では約5割まで減少しています。

3 移動・外出しやすい環境整備の必要性

・高齢者の外出の頻度は、年齢が高くなるほど減少する傾向にあります。



下段のグラフ、高齢者の外出の頻度については、年齢が高くなるほど減少する傾向にあります。

【現状・課題3】

- 要介護（支援）認定者の増加が見込まれることから、量的に十分な介護サービスの提供体制を整備する必要があります。
 - 介護サービスは、利用者の心身の状況や生活環境などにより、必要なサービス種別が異なることから、住み慣れた地域で必要なサービスが利用できるよう、種別ごとのサービス見込み量の推計を踏まえ、計画的に基盤整備を進める必要があります。
- 多様化した介護需要に個別に対応する多様な介護サービスの提供が不可欠であり、量的・質的に十分なサービスの提供ができるよう介護サービスの充実・強化を図ります。

主な取組➡ ③ 介護サービスの充実

次に9ページを御覧ください

「現状と課題」の3つめです。
要介護認定者の増加が見込まれることから、量的・質的に十分なサービスの提供ができるよう、介護サービスの充実・強化を図っています。

1 要介護（要支援）認定者数等の状況

区 分	2019.3.31	2020.3.31	2021.3.31	2022.3.31 暫定値
第1号被保険者数 A	1,079,334	1,087,556	1,096,283	1,100,082
認定者数 B	176,071	178,620	183,718	186,945
認定率 B/A	16.3	16.4	16.8	17.0
サービス利用者数（月平均）	160,603	164,539	168,444	（未公表）
居宅介護サービス	106,236	109,036	112,490	（未公表）
地域密着型サービス	23,757	24,040	24,136	（未公表）
施設介護サービス	30,611	31,463	31,818	（未公表）

2 特別養護老人ホームの入所希望者の推移

区 分	2019.4.1	2020.4.1	2021.4.1
入所希望者実人数	6,086	6,104	5,815
必要性の高い方※	793	798	732

※ひとり暮らしで介護者がいないなど入所の必要性が高いと判断される方

要介護（支援）認定者数や認定率、サービスの利用者は年々増加しています。一方、特別養護老人ホームの入所希望者数は、地域別の状況には差があるものの、全県では概ね横ばいの傾向となっています。

視点1の現状と対応すべき課題については、以上です。

【主な取組】

取組名	①介護予防の取組促進	担当課名	健康福祉部 健康増進課
目的 (何のために)	高齢者が要支援、要介護状態になる前からの予防や悪化防止を図るため、地域で包括的・継続的な支援を展開する。		

次に10ページを御覧ください。

ここからは、視点1の「主な取組」についてご説明します。

はじめに、「介護予防の取組促進」についてです。

高齢者が要支援、要介護状態になる前からの予防や悪化防止を図るため、地域で包括的・継続的な支援を展開します。

取組1：住民による介護予防活動の充実

(P.28 参考資料)

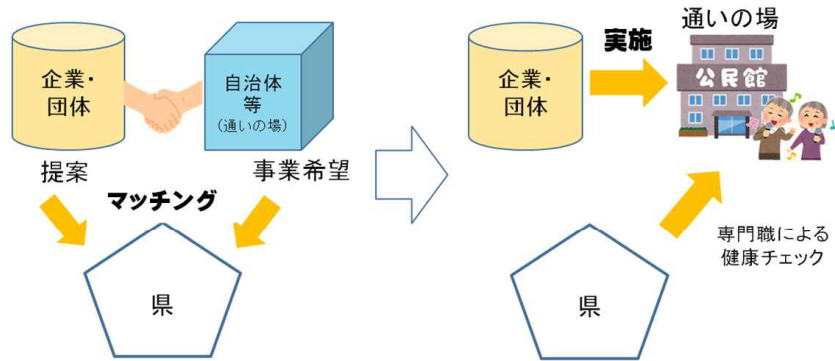
(1) 通いの場の魅力向上

- ・住民が主体的に集まって、体操や趣味活動等を行う通いの場の設置促進に向けて、担い手の育成や立ち上げに向けた講習会を開催するとともに、魅力の向上につなげるため、通いの場で活動するリハビリテーション専門職や歯科衛生士、管理栄養士の育成等を行っています。
- ・通いの場等において効果的な介護予防を進めるため、関係団体と連携して、取組の効果を見える化し、参加者の意欲の向上を図るなど、住民による介護予防活動を支援しています。

具体的には、まず「住民による介護予防活動の充実」として、住民が主体的に集まり体操や趣味活動等を行う「通いの場」の魅力向上につなげるため、「通いの場」で活動する専門職の育成や、参加者の意欲の向上などを図っています。

<民間ノウハウの活用>

- ・健康寿命の更なる延伸のため、民間企業との連携や専門職の活用により、通いの場における介護予防活動の活性化を支援します。



また、民間ノウハウを活用して、民間企業との連携や専門職の活用により、通いの場における介護予防活動の活性化を支援しています。

(2) 壮年熟期世代の社会参加の促進

- ・「ふじのくに型人生区分」における壮年熟期（66～76歳）の方を対象に、健康長寿の3要素（運動・食生活・社会参加）の一つである社会参加に対する動機付けや実践の場の紹介等を行い、壮年熟期の方々の生きがいづくりや健康づくりを推進しています。

<実績> 2021年度：17市町を伴走支援

(3) 生活支援の担い手を養成するための体制づくり

- ・日常生活においてちょっとした支援が必要な方を支える生活支援の担い手として養成するためのセミナー等を開催し、高齢者の介護予防とともに、住民が支え合う地域づくりに繋げていきます。

11ページを御覧ください。

「壮年熟期世代の社会参加の促進」として、社会参加に対する動機付けや実践の場の紹介等を行っています。

併せて「生活支援の担い手を養成するための体制づくり」として、高齢者の方に生活支援の担い手となっていただくためのセミナー等を開催しています。



地域社会の支え手として社会参加いただくことは、個人の視点から見れば、役割があることで、生きがいややりがいにつながります。
また、社会の視点から見れば、安心して暮らしてつづけられる地域づくりにつながることとなります。

(4) 健康づくりと介護予防の一体的な取組の推進

- ・高齢者の自立支援、介護予防・重度化を防止するため、運動機能の低下やオーラルフレイル、低栄養など高齢者に生じやすい健康上の問題について、県民に広く周知しています。
- ・市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(※)を促進するため、健診や医療、介護のデータを活用して、地域の健康課題を分析・把握し、健康相談や受診勧奨等を行う取組を支援しています。
- ・医師が健診や日常の受診の機会を捉え、生活習慣病の重症化予防とフレイルに関する評価を行い、高齢者に状態に応じたサービス等につなげる取組を実施しています。

(5) 科学的知見に基づいた健康施策の推進

- ・昨年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学において、社会健康医学(※)の視点を取り入れた、先端的な施策や研究の推進などにより、効果的な健康増進施策に活用しています。
- ・本県の健康課題である脳血管疾患、認知症、フレイルの原因等について、医療・健康データの分析や、地域をフィールドとした研究を推進しています。

12ページを御覧ください。

「健康づくりと介護予防の一体的な取組」として、高齢者に生じやすい健康上の問題についての周知等を実施しています。

また、「科学的知見に基づいた健康施策の推進」として、昨年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学において、先端的な施策や研究の推進などにより、効果的な健康増進施策に活用しています。

取組2：ICTを活用した健康づくり

(1) 静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」の活用

- ・高齢者を中心に社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、様々な健康づくりの情報を集約したサイト「ふじのくに むすびば」を昨年12月に開設しました。
- ・県内46種類のご当地体操をはじめ、ヨガやハイキング、減塩レシピなど健康づくりに役立つ動画を発信しています。
- ・通いの場、認知症カフェ等約400か所以上の活動の場をわかりやすく紹介するとともに、操作が不慣れな方にも、目的の情報に簡単にアクセスできるようサポートしています。



13ページを御覧ください。

「ICTを活用した健康づくり」として、昨年12月に、健康づくりの情報を集約したサイト「ふじのくに むすびば」を開設し、健康づくりに役立つ動画の発信や、400か所以上の活動の場をわかりやすく紹介しています。

(2) オンラインによる活動の場の支援

- ・通いの場や認知症カフェなどの活動の場へ ICT アドバイザーを派遣し、LINE の使い方講座など、リアルとデジタル双方を活用したつながり創出の支援を実施しています。
- ・通いの場や認知症カフェなどの活動の場同士がつながり、オンラインで取り組みたいことを意見交換するオンライン「通いの場」交流会を実施しています。



ICTアドバイザーによるLINE活用講座



オンライン通いの場交流会

また、通いの場等へICTアドバイザーを派遣し、LINEの使い方講座など、リアルとデジタル双方を活用したつながり創出の支援を実施しています。

取組名	②地域で日常生活を支援する仕組みの充実	担当課名	健康福祉部 福祉長寿政策課
目的 (何のために)	高齢者の在宅生活を支えるため、在宅での医療の提供や地域での支え合いの体制づくりを促進します。		

次に、14ページをごらんください。
主な取組の2つ目です

「地域で日常生活を支援する仕組みの充実」として、高齢者の在宅生活を支える医療の提供や、地域での支え合いの体制づくりを促進しています。

取組 1：在宅医療を支える医療機関等への支援 (P.28～29 参考資料)

- ・誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、在宅での療養を支える診療所・訪問看護ステーションへの設備整備等に対し助成を行っています。

<実績> 訪問診療を行う診療所に対する医療機器等の購入助成：2021年度 45施設
新規の訪問看護ステーションの開設費用等に対する助成：2021年度 22施設

- ・在宅療養を支える医師・看護師等に対して、訪問診療・訪問看護に関する知識、技術の向上や在宅医療への参入を促進するため、研修やセミナー等を実施しています。

<実績> 研修やセミナー等の開催回数・参加者数： 2021年度 85回・1,095人



助成により購入された訪問診療用の医療機器
(左：心電図 右：ポータブルエコー)



訪問看護師向けの技術向上研修

具体的には、「在宅医療を支える医療機関等への支援」として、訪問診療を行う診療所や訪問看護ステーションへの設備整備や、研修の開催を行っています。

取組2：生活支援の担い手養成のための体制整備

(1) 住民主体の生活支援の取組



市町	民間協働等による支援体制の構築 ・生活支援サービスの提供体制の構築に向けた資源開発、ネットワーク構築を行う 生活支援コーディネーターの設置 ・生活支援等サービスの提供主体の定期的な情報の共有、連携強化を行う協議体の設置
県	・地域で生活支援の核となる生活支援コーディネーターの資質向上やネットワーク構築のための体制整備を支援

また、「生活支援の担い手要請のための体制整備」として、市町では人材養成や支え合いのためのネットワークを作る生活支援コーディネーターを配置しており、県では、その生活支援コーディネーターの資質向上のための研修等を行っています。

取組3：住民主体の移動サービス

(1) 移動サービスの運営支援

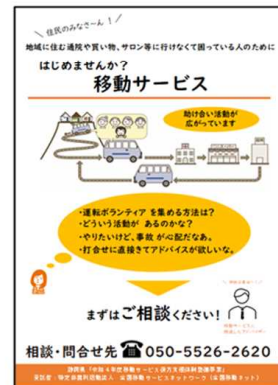
- ・移動サービスの立ち上げや運営を支援するため、移動サービスに関する制度等に関する専門の相談窓口を設置しています。
- ・また、移動サービス運営団体等へのアドバイザーの派遣や、移動サービスの取組事例の共有を目的とした情報交換会を開催しています。

〈参考〉

道路運送法における許可は又は登録が不要な外出支援の取組

ボランティア等 による外出支援	うち、総合事業 訪問型サービスD (移動支援)
26市町	5市町

(基準日：2022年4月1日、福祉長寿政策課所管分)



15ページをご覧ください。

「住民主体の移動サービス」として、移動サービスの立ち上げや運営を支援するため、専門の相談窓口の設置、運営団体等へのアドバイザーの派遣、取組事例の共有を目的とした情報交換会の開催などを行っています。

取組名	③介護サービスの充実	担当課名	健康福祉部 介護保険課
目的 (何のために)	いつでもどこでも誰でも必要な施設サービスを受けられるよう、第9次静岡県長寿社会保健福祉計画に沿って、計画的な介護保険関連施設の整備を促進します。		

16ページをごらんください。

主な取組の3つ目、「介護サービスの充実」についてです。
いつでもどこでも誰でも必要な施設サービスを受けられるよう、計画的な介護保険関連施設の整備を促進しています。

取組1：介護サービス基盤整備

(1) 介護サービス基盤整備のための助成

・高齢者福祉の増進を図るため、介護保険関連施設等の整備を行う市町、社会福祉法人、医療法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

(主な補助制度の概要)

項目	内容
補助対象施設	・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（ほか）
補助対象経費	・介護施設等の新築・増築・改築など建物の整備に必要な経費 ・介護施設等の開設時等における備品等の購入、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集などに必要な経費

(2) 介護保険施設等の状況

施設種別	2020.4.1	2021.4.1	2022.4.1
特別養護老人ホーム（定員）	19,506	19,460	19,560
認知症高齢者グループホーム（定員）	6,378	6,471	6,489
小規模多機能型居宅介護事業所（か所）	163	161	163
看護小規模多機能型居宅介護事業所（か所）	29	31	35

具体的には、介護サービスの基盤整備のため、介護保険関連施設等の整備を行う市町、社会福祉法人、医療法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

また、(2)は介護保険施設等の定員数や箇所数の状況です。

視点1の説明は以上です。

👉 視点2 認知症の人とその家族を支える仕組みの充実

【現状・課題4】

- 2025年には高齢者の5人に1人、約23万人が認知症と推計され、誰もが認知症又は介護者となる可能性があることから、認知症への理解の向上を図る必要があります。
- 在宅で生活する認知症高齢者が安心して日常生活を送るため、周囲の理解や支援が必要です。
- 認知症の予防とは「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であり、早期発見・早期対応により重症化を防止することができることから、予防への取組を強化する必要があります。
- 認知症は、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動等の日常生活における取組が予防につながるため、周知が必要です。
- 65歳未満で発症する若年性認知症の人は約1,000人と推計されており、就労や家事・育児への影響等、高齢者の認知症とは異なる課題があります。
- 認知症の人本人からの発信の機会を増やし、本人とともに普及啓発に取り組む必要があります。

- 認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指して、認知症を「知る」、認知症の発症を「遅らせる」、地域で「支え合う・暮らす」の視点から施策に取り組みます。

主な取組➡ ④ 認知症の人とその家族への支援

次に17ページを御覧ください

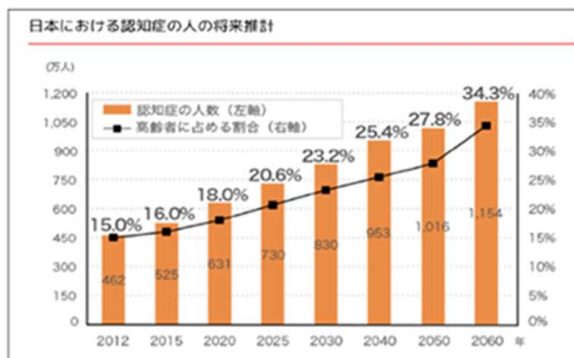
視点の2つめ、「認知症の人とその家族を支える仕組みの充実」について御説明します。

はじめに、現状と課題です。

誰もが認知症又は介護者となる可能性があること、また、早期発見・早期対応により重症化を防止できることから、認知症を「知る」、発症を「遅らせる」、地域で「支え合う・暮らす」の視点で、認知症の人とその家族への支援に取り組んでいます。

1 静岡県の認知症高齢者数の推計

年	2012年	条件	2015年	2025年	2040年
認知症 高齢者の 推計	国 462万人 本県 14万人 (15.0%) ⇒7人に1人	各年齢の 有病率が 一定の場合	国 517万人 本県 16万人 (15.7%)	国 675万人 本県 21万人 (19.0%)	国 802万人 (21.4%)
		各年齢の 有病率が 上昇する場合	国 525万人 本県 16万人 (16.0%)	国 730万人 本県 23万人 (20.6%) ⇒5人に1人	国 953万人 (25.4%)



2025年には、高齢者の5人に1人、約23万人が認知症になると推計されています。

【主な取組】

取組名	④ 認知症の人とその家族への支援	担当課名	健康福祉部 福祉長寿政策課
目的 (何のために)	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現を図ります。		

18ページを御覧ください。

認知症についての主な取組について御説明します。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現を図るため、「認知症の人とその家族への支援」に取り組んでいます。

取組 1： 認知症を正しく知る社会の実現（知る）

（1）認知症に関する理解の促進

- ・ 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、「認知症サポーター」を養成しています。認知症サポーターには特別な役割や義務はなく、高齢者に優しく接し、声をかけたり、困っていれば手助けができるような支援役が期待されています。子どもや企業・職域を対象にした認知症サポーター養成研修も行っています。

<認知症サポーター養成数>

単位：人

内容	2018年	2019年	2020年	2021年
①キャラバンメイト	3,461	3,570	3,637	3,634
②認知症サポーター	331,719	361,977	375,722	392,140
③②のうち子どもサポーター	64,762	76,154	82,036	88,485
④企業・職域型サポーター	－	62,340	65,669	－

具体的には、まず認知症を「知る」ための取組として、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成しています。

(2) 相談先の充実・周知

- ・認知症の人や家族に対して、認知症介護の経験者等が、同じ立場、仲間の立場で相談対応する認知症コールセンターを設置しています。
- ・認知症は高齢者だけの病気ではなく、65歳未満の方の相談については、若年性認知症相談窓口を設置しています。医療・福祉関係者、企業からの相談にも応じています。



<相談件数>

単位：件

区分	2019年	2020年	2021年
認知症コールセンター	156	217	206
若年性認知症相談窓口	162	202	216

19ページを御覧ください。

併せて、認知症コールセンターや若年性認知症相談窓口を設置しています。

(3) 認知症の人本人からの発信支援

- ・軽度認知障害のある人を「静岡県希望大使」に委嘱して、自らの体験に基づいて認知症の人の相談相手となり、県と連携しながら認知症の理解を深める啓発活動を行っています。



※静岡県希望大使に委嘱

また、軽度認知障害のある人を「静岡県希望大使」に委嘱して、自らの体験に基づいて認知症の人の相談相手となり、県と連携しながら認知症の理解を深める啓発活動を行っています。

取組2： 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）

（1）認知症予防に資する可能性のある活動の推進

- ・社会参加によって社会的孤立の解消や役割の保持等にもつながることから、地域において高齢者の通いの場等の拡充を図っています。また、通いの場等で健康相談を行うリハビリテーション専門職や歯科衛生士、管理栄養士等の育成を行っています。
- ・市町において、特定健診・特定保健指導の受診を促し、介護予防教室などを通じて、生活習慣病が認知症のリスク要因であることを周知しています。

（2）健康づくりと介護予防の一体的な取組の推進（再掲）

- ・高齢者の自立支援、介護予防・重度化を防止するため、運動機能の低下やオーラルフレイル、低栄養など高齢者に生じやすい健康上の問題について、県民に広く周知しています。
- ・市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の促進を支援しています。

（3）科学的知見に基づいた健康施策の推進（再掲）

- ・昨年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学において、社会健康医学の視点を取り入れた、先端的な施策や研究の推進などにより、効果的な健康増進施策に活用しています。
- ・本県の健康課題である脳血管疾患、認知症、フレイルの原因等について、医療・健康データの分析や、地域をフィールドとした研究を推進しています。

20ページをご覧ください。

認知症の発症を「遅らせる」取組では、認知症予防に資する可能性のある活動の推進として、地域における高齢者の通いの場等の拡充を図っています。

また、通いの場等で健康相談を行う専門職の育成や、生活習慣病が認知症のリスク要因であることの周知などを行っています。

取組3： 地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う・暮らす） (P.29 参考資料)

(1) 医療体制の整備

- ・かかりつけ医療機関等における早期発見・早期対応を促進するため、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医を養成するほか、かかりつけ医及び歯科医師、薬剤師、看護師等の認知症対応力向上研修を行っています。
- ・認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状（BPSD）と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施し、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センターを15か所指定しています。
※県指定11か所、政令市指定4か所（静岡市3か所、浜松市1か所）。

<受講者数の推移（実数）>

区分	2018年まで	2019年	2020年	2021年	計	
認知症サポート医数	293人	41人	12人	26人	372人	
医療職向け 認知症対応 力向上研修 の受講者数 (実数)	かかりつけ医	867人	119人	130人	33人	1,149人
	歯科医師	165人	129人	206人	8人	508人
	薬剤師	446人	187人	152人	104人	889人
	看護職員	149人	68人	60人	81人	358人
	病院医療従事者	3,308人	882人	805人	849人	5,844人
病院勤務以外の看護師等	—	—	—	45人	45人	

次に、「支え合う・暮らす」ための取組についてです。

医療体制の整備として、かかりつけ医療機関等における早期発見・早期対応を促進するため、認知症サポート医の養成等を行っています。
また、認知症疾患に関する診断や相談等を実施する認知症疾患医療センターを15か所指定しています。

(2) 本人・家族への支援

- ・各市町が進めている、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の整備を支援しています。
- ・認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合う場である認知症カフェの取組の普及を促進しています。
- ・行方不明のおそれのある人の事前登録を進め、行方不明時の早期発見・保護に向けて、市町及び警察等の協力の下、「見守り・SOS体制の広域連携」の運用を開始しています。

21ページをご覧ください。

本人・家族への支援として、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族を支援する「チームオレンジ」の整備を支援しているほか、認知症の人やその家族が集まる場として、「認知症カフェ」の普及を図っています。

また、認知症の人等が行方不明になった時の早期発見や保護に向けて、市町及び警察等の協力の下、「見守り・SOS体制の広域連携」の運用を開始しています。

(3) 若年性認知症の人への支援

- ・ 65 歳未満で発症する若年性認知症には、就労や育児、家事への影響など特有の課題を有することから、若年性認知症相談窓口を設置し、認知症の人や家族からの相談に応じています。また、若年性認知症の人の就労継続を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターによる企業への出前講座の開催や、関係機関との連携を進めています。



また、65歳未満で発症する「若年性認知症」には、就労や育児、家事への影響など特有の課題があることから、若年性認知症相談窓口の設置とともに、就労継続を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターによる企業への出前講座の開催や、関係機関との連携を進めています。

視点2の説明は以上です。

👉 視点3 介護サービスの量の確保と質の向上

【現状・課題5】

- 県が実施した介護人材の需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約63,000人の介護職員が必要と推計されていますが、その時点における供給可能な介護職員は約57,300人と、5,700人の需給格差が生じ、更なる介護職員の確保が必要になると想定されています。
- 介護の仕事の魅力ややりがいを、若年層を中心に幅広く伝えるための情報発信の強化や、外国人人材・元気高齢者など多様な人材の確保、業務分担や負担の軽減など新たな働き方を構築することが求められています
- これまで以上に介護職員を確保するためには、介護職場で働いてみたい、ずっと働きたいと誰もが思えるような、魅力のある安定した職場環境の整備が必要です。

- 若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する正しい理解を深める環境づくりや、外国人潜在介護人材の育成などに取り組み、多様な人材の新規就労を促進します。
- 介護職員が安心して働き続けることができる介護事業所の実現に向けた、労働環境の改善等の取組を支援します。

主な取組➡ ⑤ 介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上

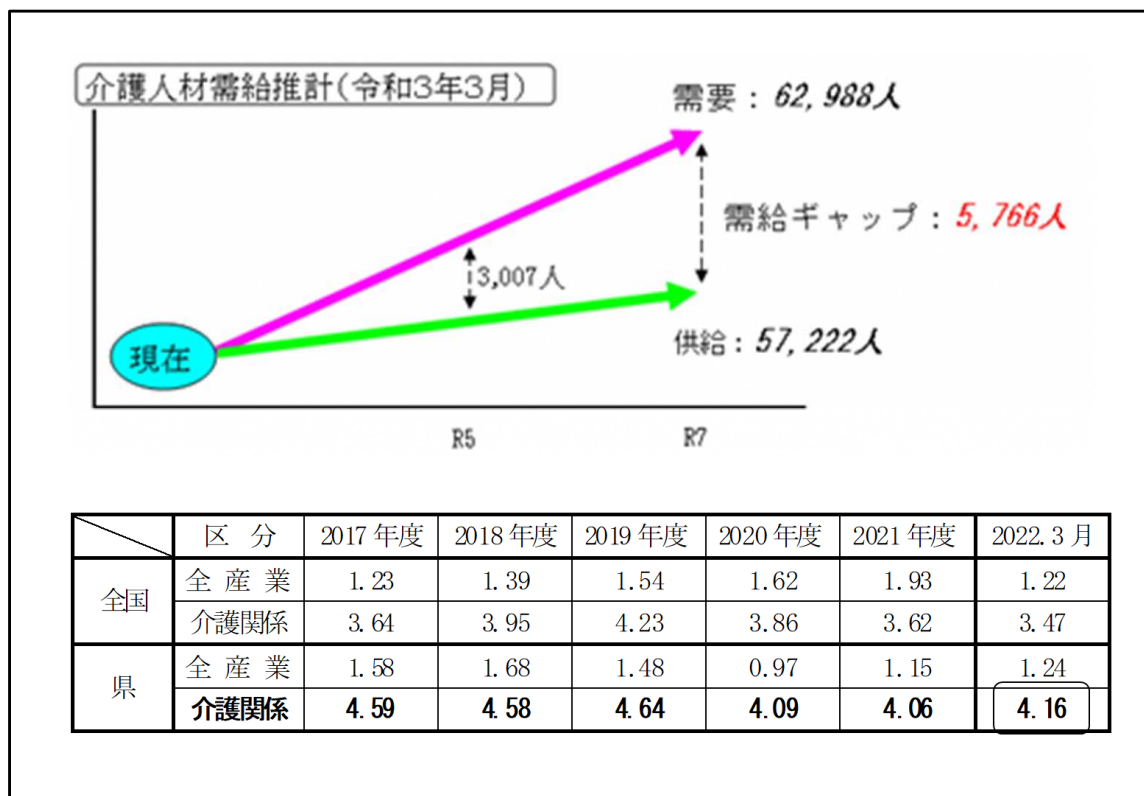
⑥ 介護職場の労働環境と処遇の改善

次に22ページを御覧ください

視点3「介護サービスの量の確保と質の向上」について御説明します。

はじめに現状と課題です。

介護人材は、2025年には5,700人の需給格差が生じると推計されていることから、介護の仕事の魅力ややりがいの情報発信、外国人材など多様な人材の確保とともに、働きたいと思えるような、介護職場の労働環境と処遇の改善に取り組んでいます。



前述したように、令和7年、2025年度時点で需要62,988人に対し、供給57,222人と推計されており、5,766人が不足すると見込まれています。また、介護関連における有効求人倍率は高い数字で推移しており、慢性的な人材不足になっています。

【主な取組】

取組名	⑤介護サービス等を支える 人材の確保と資質の向上	担当課名	健康福祉部 介護保険課
目的 (何のために)	若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する正しい理解を深める環境づくりや、外国人・潜在介護人材の育成などにより、多様な人材の新規就労を促進します。		

23ページを御覧ください。

主な取組について御説明します。

若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する正しい理解を深める環境づくりや、外国人・潜在介護人材の育成などにより、多様な人材の新規就労を促進します。

取組1： 介護分野への新規就業の促進 (P.30 参考資料)

静岡県社会福祉人材センターの無料職業紹介によるマッチングや、介護事業所で働きながら介護資格を取得する求職者向け研修会の開催などを実施しています。

主 な 取 組	2021 年度実績
・静岡県社会福祉人材センターによる無料職業紹介・相談や研修の実施	589 人
・介護の資格を持たない方に必要な研修の実施による新規就業の促進及び元気高齢者等が介護分野に参画するきっかけとなる出前講座の実施	新規雇用者 121 人
・結婚、出産等で離職した介護職経験者の復職を支援	復職者数 106 人

取組2： 外国人介護人材の確保・育成 (P.30 参考資料)

EPA外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護事業所に対する助成や、外国人介護職員向け巡回相談、日本語読解力向上研修などを実施しています。

主 な 取 組	2021 年度実績
・EPA外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護事業所が実施する学習支援に対する助成	63 人
・外国人留学生に学費や生活費を支援する介護事業所に対して経費の一部を助成	6 事業所(11 人)
・外国人介護職員の悩み等に対応する巡回相談の実施と、外国人介護職員のコミュニティ形成等を目的とした研修交流会の開催	巡回相談 71 件 研修交流会 14 回
・外国人介護職員向けの日本語読解力向上講座を開催	79 人

具体的には、「介護分野への新規就業の促進」として、静岡県社会福祉人材センターの無料職業紹介によるマッチングや、介護サービス事業所等で働きながら介護資格を取得する求職者向け研修会の開催などを実施しています。

また、介護人材を確保するにあたり、外国人介護人材は今後重要になってくることから、「外国人介護人材の確保、育成」として、EPA外国人介護福祉士候補者を受入れる介護事業所に対する助成や、外国人介護職員向け巡回相談、日本語読解力向上研修などを実施しています。

取組3： 介護の仕事の理解促進 (P.31参考資料)

介護事業所で活躍する若手介護職員「介護の未来ナビゲーター」等による学校への出前講座や就職ガイダンスへの派遣、小学生を対象にした体験事業を開催しています。

主 な 取 組	2021 年度実績
・介護の未来ナビゲーター等による小・中・高校・大学等での出前授業の実施及び就職ガイダンスへの派遣	出前授業 210 回 ガイダンス 6 回参加
・小学生の親子を対象にしたしごと体験イベントの開催	参加児童 155 人

※介護の未来ナビゲーターの活動の様子



学校への出前講座



就職ガイダンス

24ページを御覧ください。

「介護の仕事の理解促進」として、介護事業所で活躍する若手介護職員「介護の未来ナビゲーター」等による学校への出前講座や就職ガイダンスへの派遣、小学生を対象にした体験事業所開催しています。

写真は介護の未来ナビゲーターによる学校への出前講座と、就職ガイダンスでの参加者への説明の様子です。

取組名	⑥ 介護職場の労働環境と 処遇の改善	担当課名	健康福祉部 介護保険課
目的 (何のために)	介護職員が安心して働き続けることができる介護事業所の実現に向けた、労働環境の改善等の取組を支援します。		

次に、25ページをごらんください。

主な取組「介護職場の労働環境と処遇の改善」についてです。
介護職員が安心して働き続けることができる介護事業所の実現に向けた、労働環境の改善等の取組を支援します。

取組1：生産性の向上による職員の負担軽減

介護業務の切り分けによる業務改善を進めるとともに、介護ロボット及びICT機器を活用した生産性向上の推進により、介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

主 な 取 組	2021 年度実績
・介護業務の切り分け、ICT機器導入後の効率的な働き方モデルの構築（2022年度新規）	—
・介護事業所のICT機器等の導入費用を助成	ICT機器等 導入事業所数 408カ所

取組2：労働環境・処遇の改善

働きやすく、働きがいのある職場づくり等に積極的に取り組む優良介護事業所の表彰や、介護職員等を対象に、賃金引上げを実施する事業所等に対する助成を行います。

主 な 取 組	2021 年度実績
・働きやすい介護事業所認証、優良介護事業所の表彰	認証事業所 392事業所 優良介護事業所表彰 6事業所、施設
・介護及び障害福祉職員等を対象に、収入を3%程度（1人当たり月額平均9,000円相当額）引き上げるための措置を実施する経費を事業所等に補助する。（2022年度新規）	—

具体的には、「生産性の向上による職員の負担軽減」として、介護業務の切り分けによる業務改善を進めるとともに、介護ロボット及びICT機器を活用した生産性向上の推進により、介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

また、「労働環境・処遇の改善」として、働きやすく、働きがいのある職場づくり等に積極的に取り組む優良介護事業所の表彰や、介護職員等を対象に、賃金引上げを実施する事業所等に対する助成を行います。

※優良介護事業所表彰の様子



写真は昨年度の優良介護事業所表彰の様子です。

現状・課題と県の施策についての説明は以上です。

次に26ページを御覧ください。

2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<p><地域包括ケアシステムの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県としての基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町への支援内容や支援体制を明確にした県介護保険事業支援計画を作成する。市町の介護保険事業計画を尊重しつつ、市町の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう支援を行う。 ・地域において住民主体の生活支援の取組が整備されるよう、相談・情報共有体制を整え、市町の取組を支援する。 ・市町が単独で解決することが困難な課題に対して、広域調整を行う。 <p><認知症にやさしい地域づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、広域的な普及啓発、相談・医療体制を整え、市町の取組を支援する。 <p><介護・福祉人材の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の枠を超えた広域的かつ中長期的な視点で、サービス提供の基盤整備及び人材の確保・資質の向上等を行う。
市町	<p><地域包括ケアシステムの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町としての基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした介護保険事業計画を作成する。 ・基礎自治体として、介護保険事業の実施に関して一義的な責任を負う。 ・地域支援事業等により、地域における医療・介護の連携体制や、住民同士の支え合いの体制を整備する。 <p><認知症にやさしい地域づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における関係機関等と連携・協働を図り、住民に身近な相談窓口として認知症対策を総合的に推進する。 <p><介護・福祉人材の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着したサービス提供の基盤整備及び県と連携して人材の確保等を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供者として、質が高く継続的なサービスを提供する。 ・サービス従事者の技術、能力の向上に向けた取組を行う。 ・人材の確保、定着のための取組を行う。
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら要介護状態になることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、適切なサービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める。 ・認知症への誤解や偏見をなくし、認知症の症状や認知症の人への理解に努める。 ・社会参加活動に取り組み、地域支援の担い手として参画するとともに、自らの介護予防に繋げる。

26ページでは、施策に関する県と市町、民間等との役割分担について説明します。

県は、地域包括ケアシステムの推進に向けて、市町の行う事業への支援や、複数の市町による広域的取組に協力します。

また、認知症にやさしい地域づくりや介護福祉人材の確保に向けて、市町の枠を超えた広域的な視点で取組を行います。

市町は地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にして、基礎自治体として介護保険事業を実施します。

また、県と連携しつつ、住民に身近な相談窓口として、認知症対策を総合的に推進するとともに、地域に密着した介護サービス提供の基盤整備や人材確保を行います。

事業者は、質が高く継続的なサービス提供や、従事者の資質向上や人材確保の取組を行います。

県民の皆様には、健康づくりや適切なサービスの利用、認知症への理解や予防とともに、地域づくりのための担い手として参画していただくことが大切です。

3 主要事業

事業名	重点項目	予算額(千円)
地域包括ケア推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療を中核とする訪問看護師の資質向上のための研修事業等の実施 住民主体の移動支援サービスを整備するための相談窓口の設置、アドバイザー派遣、連絡会の開催 	168,891
介護予防と保健事業の一体的実施促進事業費	高齢者の身体・生活機能の維持改善を行う介護予防と疾病予防を目的とした保健事業を一体的に実施する市町の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> 通いの場等で活動する専門職の育成 市町の取組を支援するモデル事業の実施 	27,300
民間活力による通いの場支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業との連携や効果的な専門職の活用による通いの場の活性化を支援 	11,000
新たな生活様式に対応した健康づくり事業費	新たな生活様式に対応した県民の健康づくりや社会参加を推進 <ul style="list-style-type: none"> 静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびほ」の活用 通いの場等へのICTアドバイザー派遣 ほか 	17,700
壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業費	壮年熟期の人を対象とし、社会参加・社会貢献活動を通じて、生活支援の担い手として養成	15,000
在宅療養・介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 訪問診療を実施する診療所に対して、ポータブルECGや心電図等の医療機器の整備に要する費用を助成 在宅医療を実施する有床診療所に対して、施設・設備整備に要する費用を助成 	90,000
訪問看護ステーション設置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーションを新たに設置する経費に対する助成 	58,800
認知症総合対策推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> 認知症コールセンター等の相談窓口の運営、認知症サポート医等の専門職の研修、市町におけるチームオレシジ等の体制整備 認知症に関する診断、治療、相談等を実施する専門医療機関の運営に関する経費の助成 認知症のかかりつけ医等医療従事者向け研修の実施 	88,560
介護保険関連施設整備事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険関連施設等の整備を行う市町、社会福祉法人、医療法人等に助成 	2,574,800
福祉・介護人材確保・育成関連事業費	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉人材センターによる無料職業紹介、相談、研修の実施 介護事業所のICT機器等の導入費用を助成 介護職員等を対象に収入を3%程度引き上げるための措置を実施する経費を助成 	754,090
	合計	9,249,160

27ページは、主要事業についてです。
これらの事業により施策を進めています。

参考資料

用語の説明

用語	内容
◇介護サービス	介護保険に基づく要介護(支援)認定者を対象としたサービスの総称であり、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスをいう。
◇介護の未来ナビゲーター	若い世代の介護の仕事への理解を深めるため、出前講座やイベント等を活用した情報発信活動を行う県内介護サービス事業所で働く若手介護職員。静岡県知事から委嘱を受け、活動している。
◇かかりつけ医	なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師をいう。
◇通いの場	高齢者が自ら運営に参加し、体操や趣味活動等を行う場
◇看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法により、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護（訪問、通い、宿泊）に加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービス）を提供する事業所として市町長の指定を受けたものをいう。
◇キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座の講師役であり、自治体等が主催するキャラバン・メイト養成研修を修了し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録された者をいう。

28ページ以降は参考資料となります。

なお、32ページには、用語の説明等を掲載しています。

施策についての説明は以上になります。